

平成29年度

通常総会資料

日 時 平成29年5月13日(土)

午前10時00分～

会 場 きぼーる11階大会議室

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

通常総会次第

1 開会のことば

2 区連協会長挨拶

3 功 勞 者 表 彰

4 来 賓 祝 辞

5 議 長 選 出

6 議事録署名人選出

7 会 務 報 告

報告第1号 平成28年度事業報告について P 1 ~ 3

報告第2号 平成28年度要望事項の報告について P 4 ~ 12

8 議 案 審 議

議案第1号 平成28年度収入支出決算について P13 ~ 15

議案第2号 平成28年度監査報告について P16

議案第3号 平成29年度役員承認について P17

議案第4号 平成29年度事業計画(案)について P18 ~ 20

議案第5号 平成29年度収入支出予算(案)について ... P21 ~ 23

議案第6号 平成29年度監事の選任について P24

9 閉会のことば

功 勞 者 表 彰 名 簿

被表彰者

会 長 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

報告第1号

平成28年度事業報告について

平成28年5月14日（土）中央区役所4階会議室において、千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会を開催し、平成27年度事業報告及び決算報告等が承認され、平成28年度事業計画（案）及び平成28年度予算（案）を可決し、新年度の業務が開始された。

【事業内容】

- | | |
|-------------|--|
| 平成28年 4月 8日 | 中央区役所4階会議室において、平成27年度収入・支出決算関係帳簿類の監査を実施し、監事の承認を得た。 |
| 平成28年 4月22日 | 第1回理事会を中央区役所4階会議室において開催し、下記の事項を協議した。 <ol style="list-style-type: none">1 中央区町内自治会連絡協議会役員を選出について2 中央区町内自治会連絡協議会通常総会の会務報告及び議案審議について3 中央区町内自治会連絡協議会通常総会の役割分担について4 千葉市町内自治会連絡協議会専門部会の選出について5 功労者表彰について6 市長との懇話会について7 市連協会議の議題について8 要望事項について |
| 平成28年 5月14日 | 通常総会を中央区役所4階会議室において開催し、平成27年度事業報告及び決算報告等が承認され、平成28年度事業計画（案）及び平成28年度予算（案）を可決した。 |
| 平成28年 6月24日 | 第2回理事会を中央区役所4階会議室において開催し、下記の事項を協議した。 <ol style="list-style-type: none">1 要望事項について2 中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について3 市長との懇話会のテーマについて4 平成28年度収入支出予算に係る補正について |
| 平成28年 9月 4日 | 院内小学校を会場に中央区防災訓練が実施され、町内自治会及び自主防災会などが参加した。 |

平成28年 9月23日

三役会及び第3回理事会を中央区役所4階会議室において開催し、下記の事項を協議した。

- 1 要望事項の回答（区連協要望、市政相談）及び緑区提出の市連協要望について
- 2 中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について
- 3 市長との懇話会について
- 4 不動産の売買等業者からの町内自治会長の照会への対応について

平成28年10月16日

第24回中央区ふるさとまつりが中央公園や栄町通りを中心に盛大に行われ、多くの区民とともに参加した

平成28年11月 2日

市長との懇話会を中央区役所4階会議室において開催し、「市の防災対策」をテーマに意見交換を行った。

平成28年11月24日

中央区町内自治会連絡協議会活動研修会を開催し、次の施設を視察した。

- 1 三陽メディアフラワーミュージアム
(千葉市美浜区高浜7-2-4)
- 2 ケーズハーバー
(千葉市中央区中央港1-20-1)
- 3 ジャパン・リサイクル(株)
千葉リサイクルセンター、千葉バイオガスセンター
(千葉市中央区川崎町1)
- 4 新浜リサイクルセンター
(千葉市中央区新浜町4)
- 5 (株)グリーンアース
千葉キャピタルバイオマスセンター
(千葉市中央区生実町2662-1)

悪天候(雪)のため、見学することができない施設等もあったが、身近な問題であるゴミの処理やリサイクルの過程を学び、知識を深めることができた。

なお、会員相互の意見交換等も図られ、町内自治会間の交流と親睦を深めることができた。また、視察場所での体験等を通し地域社

会の発展につながる有意義な研修会とすることができた。

参加者数：73名

参加者負担：2,000円／名

平成29年 1月17日

第4回理事会を中央区役所4階会議室において開催し、下記の事項について、報告及び協議した。

(報告)

- 1 市連協のあり方検討委員会について
- 2 ごみ問題検討委員会について

(議題)

- 1 平成29年度中央区町内自治会連絡協議会通常総会の日程について
- 2 平成29年度中央区町内自治会連絡協議会通常総会における被表彰者の推薦について
- 3 千葉市地域社会貢献者・寄附行為者褒賞の候補者推薦について
- 4 町内自治会加入促進チラシについて
- 5 平成29年度中央区町内自治会連絡協議会の事業予定について

平成29年 3月30日

三役会及び第5回理事会をきぼーる11階大会議室において開催し、下記の事項を協議した。

- 1 平成28年度決算見込について
- 2 平成29年度役員選出について
- 3 千葉市中央区町内自治会連絡協議会表彰内規第1条の解釈について
- 4 (仮称)蘇我火力発電所建設計画に関する要望書について
- 5 平成29年度中央区町内自治会連絡協議会の事業予定について

報告第2号 平成28年度要望事項の報告について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（区要望）

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当局部課	要望事項に対する回答
1	第5地区	<p>京成西登戸駅・新千葉駅利便性改善に市の負担を ※</p> <p>京成西登戸駅、新千葉駅は登戸、汐見・春日、新千葉地区の住民が千葉や東京方面に出る際の重要な交通機関ですが、約40年前のホーム延長に伴う改築以来、千葉方面に出る場合、改札口から高い跨線橋を渡って反対側ホームに行かなければなりません。このため高齢者、車いす使用者や障害者、ベビーカー使用の幼児の家族などには大変不便で、かなりの人たちが利用を諦めているのが現状です。私達は平成17年から11年間、毎年千葉市長や京成本社などにこの状況の改善を訴え、要望書を提出し、簡易改札口の新設などを提案し交渉してきました。平成24年に住民の皆様やこの駅を利用する方々の約68名の署名を集め、平成27年に京成西登戸駅、新千葉駅の利便性改善を求める近隣住民の意志を示すために募金活動を始め、近隣自治会、諸団体、企業の皆様方の賛同で、182万円が集まりました。</p> <p>昨年4月末に千葉市として京成電鉄の経営統括部に善処を申し入れたところ、鉄道本部計画管理部課長から、国の基準の一日乗降客3000人以下の駅に関しては京成としてバリア改善する計画はない。地元の改善要望が強い駅は「請願駅」（新設）と同等と考えている。施設に関しては全額地元負担で整備し、維持管理運用は京成の全額負担で行う。千葉市や地元から全額負担するという文書があってから、京成としてランニングコストも含めて検討するという回答がありました。</p> <p>本年8月京成本社で5連協自治会長と交通政策課員が再度交渉したところ、鉄道本部計画管理部課長から、千葉市から地元負担の公式回答がないので実施する計画はない。一方、京成検見川駅は住民からの要望はないが乗降客が3000人を超えているので市と協議してバリアフリー工事計画を進めていると回答がありました。</p> <p>われわれは国の基準のバリア改善を要望しているわけではなく、利便性改善のための千葉行き側のホームの簡易改札の設置を永年求めています。千葉市がこの要望に対する地元負担を決断しないことが住民要求実現の最大の障害になっていることがあきらかになったので千葉市長が決断することを強く要望致します。</p>	<p>都市局 都市部 交通政策課</p>	<p>鉄道駅における様々な施設整備については、鉄道事業者により行われるものであります。</p> <p>本市としましては、これらの施設整備の中で、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき、1日当たり平均利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅について、バリアフリー整備を進めるとする国の方針のもと、各鉄道会社を実施するバリアフリー化に関する施設整備に対しては、国と共に補助を行い、その促進を図っている状況です。</p> <p>そのため、かねてよりいただいております西登戸駅及び新千葉駅に関するご要望については、本市においても十分認識しておりますが、駅の利便性改善のための施設整備として京成電鉄により行われるものであると考え、引き続きその実現に向けた要請を京成電鉄に対して行ってまいります。</p>

千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（区要望）

№	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当局部署	要望事項に対する回答
2	第5地区	<p>海拔表示を6-8mまで</p> <p>本年6月10日、政府の地震調査委員会は今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を発表し、千葉市にこの震度の地震の起きる確率は関東では最高の85%ということです。千葉市の建物などの地震対策と避難対策を早急に強化しなければなりません。</p> <p>東京湾内で地震が発生した場合、また強い台風が襲ってきた場合、市内の低地に津波や高潮による浸水が起こる可能性が高いのですが、従来の東京湾内の津波予想が最大3mということで、現在千葉市内の道路・交差点などでの海拔表示は4mまでとなっています。</p> <p>一方、相模湾に面する鎌倉、逗子、葉山などでは海拔15-16mまで表示され、また千葉市と同じく東京湾に面する品川区でも海拔7-8m地点まで海拔表示がなされています。</p> <p>これらの地域では千葉市のように単に津波や浸水の危険性を警告するだけでなく、地震の際の避難の方向や安全な避難箇所を住民に知らせようという施策がなされているわけで、千葉市の防災の施策の後進性が際立っています。</p> <p>千葉市民の安全と生命を守るため、千葉市全域の海拔表示を6-8mとすることを要望します。また手遅れにならないうちに実施してください。</p>	総務局 危機管理監 危機管理課	<p>平成24年4月に発表された千葉県の津波浸水想定では、東京湾入口に10mの津波が到達した場合に、本市沿岸では、最大津波高が2.9mとされています。本市では、津波からの避難の目安となるよう海拔4m以下の地域に海拔表示板を設置しています。具体的には、美浜区・中央区・花見川区・稲毛区の公共施設等155箇所と、道路照明など420箇所に設置しております。</p> <p>また、平成24年度に津波ハザードマップを作成し、浸水想定エリア、避難場所、津波避難ビル及び避難すべき方向などの周知を図っております。</p> <p>現在、千葉県が「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定を行っており、本市でも、その結果を踏まえて、海拔表示（6-8m）の必要性を検討していきます。</p>

千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（区要望）

№	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当局部課	要望事項に対する回答
3	第5地区	<p>転居時の家具など大型粗大ごみのゴミステーション置き去りに対する防止対策を</p> <p>毎年3～4月に町内のゴミステーションにベッドやタンス、電化製品など大型粗大ごみが排出ルールを無視して捨てられています。粗大ごみが捨てられているステーションを利用する住民は多大な迷惑を被り、時には長期にゴミステーションを利用できない場合もあります。当該地域の住民は、マンション、アパート居住者の転居を予知できず、違法粗大ごみの撤去を市に通告し、収集をお願いするしかありません。</p> <p>解決法としては法で規制するしかありません。転居時の粗大ごみ排出のルールを入居契約に盛り込み、転居ゴミ処理金を預かり、ごみ処理確認書の提出をもって返還するといった条例の策定をお願い致します。</p> <p>この条例の策定には、転居事務に携わる不動産・管理会社の協力が不可欠です。宅建協会などが核となり、転居に伴うごみ処理ルールを詳細に詰めて頂き、実効性のある条例をお願い致します。</p> <p>「転居時ごみ処理契約の締結とごみ処理確認書の提出がないかぎり、転居ゴミ処理預り金を返還しない」という転居のルールを、千葉市が全国にさきがけて推進して頂きたいと要望します。</p>	<p>環境局 資源循環部 収集業務課</p>	<p>廃棄物処理法において、国民は、廃棄物を分別して排出することや自ら処分することと明記されており、廃棄物をみだりに捨ててはならず、捨てた者に対しては罰則（5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金）を規定しております。</p> <p>市は、引越しに伴う粗大ごみや一時多量ごみの処分に関し、周知徹底を図るため、市政だよりや「千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」によりご案内するとともに、チラシ「引越しごみの処理について」をホームページに公開するほか、各区役所市民課、各市民センター、各環境事業所に配架し、引越しの時期に向けた毎年2月頃には、千葉県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会に依頼し、転出入者へ配布しております。</p> <p>ご提案のあった転居ゴミ処理金は、転居者のごみ処理費用を預かり、転居者の不法投棄物を住宅管理者が代わりに処分する為のものと受け取りましたが、先述したとおり、廃棄物処理法において廃棄物を排出者自ら処分することについて明記していることから、強制的に住宅管理者にごみ処理費用の徴収を条例上義務付けることについては難しいと考えております。市としましては、業界団体と連携しつつ、市民に対して廃棄物の適正な処理方法を周知してまいりますので、町内自治会様におかれましても、ゴミステーション利用者に対して、ごみ出しルールの周知を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、不法投棄によりゴミステーションの利用に支障が生じた際は、市環境事業所へご相談いただきますようお願いいたします。</p>
4	第13地区	<p>塩田町西雷踏切（両側）に歩道の設置について ※</p> <p>平成19年度より同要望を提出し、昨年度は千葉市とJR東日本が協力し、安全対策を推進すべき踏切と考えているとの回答をいただきましたが、いまだに踏切両側に歩道が設置されていません。</p> <p>早期に実現していただくよう、平成28年度も継続して要望いたします。</p>	<p>建設局 土木部 維持管理課</p>	<p>踏切内の工事は、千葉市では実施することができないことから、JR東日本へ委託することとし、現在、歩道整備に向けた協議を進めております。昨年は、軌道敷内の踏切に隣接する水路の改修検討をお願いし、暗渠化する旨の回答を得ております。</p> <p>なお、踏切前後の歩道は、片側歩道であるため、浜野町側に片側歩道を設置することとし、今年度、道路整備に必要な用地測量及び踏切前後の道路の予備設計を予定しております。</p> <p>今後は、地元及び関係機関等と調整を図り、早期整備の推進に努めてまいります。</p>

千葉市中央区区内自治会連絡協議会要望事項（区要望）

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当局部課	要望事項に対する回答
5	第16地区	<p>都市計画道路「加曾利町大森町線」の早期整備について ※ 松ヶ丘小学校東側の中央区松ヶ丘町5 5 2番地付近から中央区仁戸名町5 3 2番地先の大網街道までの区間は一方通行であり、道路幅員も狭いため同地区で火災や災害などの発生時には、避難道路としての機能は全く果たせないものとなります。</p> <p>さらに、大網街道沿いには近年大型ショッピングモールや看護系大学が開校され大網街道の慢性的な渋滞となっており、また、千葉県がんセンターの改築等も予定されていると聞いております。</p> <p>今後も大網街道の交通状況は悪化するものと予測されますので渋滞の緩和のためにも都市計画道路（源町大森線）の整備を早急に実現されますよう要望いたします。</p>	建設局 道路部 道路計画課	<p>現在、要望区間に連絡する宮崎町の青葉の森通りから、京葉道路の大森橋を通り、大森町と松ヶ丘町との境までの約900m区間について、都市計画道路 南町宮崎町線と加曾利町大森町線の一部の事業を進めているところであります。</p> <p>ご要望の区間は、この事業区間の延伸部にあたりますが、現在、南町宮崎町線の早期完成を目指し、事業を進めているところでありますので、この事業完了後に、加曾利町大森町線の一部事業区間と併せ要望区間の事業化を目指したいと考えております。</p>
6	第27地区	<p>市道中央星久喜町線（病院坂）の歩道整備について 当該路線の「旭橋」交差点から「青葉町」交差点までの区間については、千葉駅から千葉大学病院を経由する路線バス等が頻繁に往来しており、千葉大学生等通学する路線でもあることから、大型バスと自転車、歩行者が譲り合いながら通行するため接触など危険な状態であり、特に朝、夕は渋滞も発生している。</p> <p>道路拡幅のための用地確保など困難な点は多々あるかと思いますが、歩行者の安全確保や生活の足である路線バスのスムーズな運行のためにも、早期の歩道整備について強く要望します。</p>	建設局 道路部 道路計画課	<p>ご要望の区間につきましては、本町小学校、鶴沢小学校の通学路であるとともに、通勤通学者、千葉大医学部附属病院・青葉病院等の利用者が多く通行している道路であります。歩道が無く、路線バス等の往来も多いことから、道路拡幅による歩道整備が必要と考えております。</p> <p>道路拡幅には、千葉大学亥鼻キャンパスの用地取得が必要不可欠ですので、旧市立病院跡地を代替地とする案で、千葉大学と協議しており、道路整備に向けた設計を行っているところであります。</p> <p>なお、整備にあたっては、区間を病院坂（1工区）と千葉大前（2工区）に分け、2工区を先行して整備を行う予定です。</p>

千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（市政相談）

№	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当局部署	要望事項に対する回答
1	第4地区	<p>千葉競輪場廃止後の跡地利活用への地元意見の反映について※</p> <p>平成29年度末の競輪事業廃止後の跡地利活用について、地元意見を反映していただき、地域の主要な公園である千葉公園に隣接した、跡地の利活用による住環境の改善と地域コミュニティの活性化を実現したく要望します。</p>	<p>総合政策局 総合政策部 政策調整課</p>	<p>競輪事業につきましては、平成28年度の収支状況を踏まえ、平成29年度に事業の存廃について判断することとしております。</p> <p>なお、仮に競輪事業を廃止した場合、競輪事業廃止後の跡地の取扱いにつきましては、用地の多くを国有地が占めていることから、総合的に検討・調整してまいります。</p>
2	第5地区	<p>歩行者専用および車両感应式併用信号機の設置について</p> <p>登戸小学校西門と接する市道登戸47号道路（11047）に登戸3丁目の中心部を貫通する登戸47号線道路（11038）が突き当たるT字路があります。</p> <p>この地点を通る利用者は登戸小に通学する児童、通勤する地域住民のほか、近接する登渡神社参拝者、宗教施設の来訪者および地域外から通行する方々などですが、特に朝8時前後は通勤、商用の車両が多く、横断歩道での歩行者の安心安全を確保するのに苦慮しています。登戸47号線のこの付近の歩行者の安全を確保すべく道路幅が計画されていましたが、諸般の事情で2年前に残念ながら廃案になってしまいました。この機会に幼い児童や高齢者の安全を確保するためにこの場所に信号機の設置を要望致します。</p> <p>このT字路で住民の安心安全に尽くされているセーフティウォッチャーの声として、12年間見守っているが歩行者は傘がさせないほど狭く、特に朝は交通量が多くて大変危険である。今までは無事故できているが、これからも小学生たちが無事に登下校できるように歩行者専用信号機を設置することを切望するとされています。</p> <p>第5連協としてはこの箇所の危険性を危惧しているため、信号設置の可能性を調査し実施して頂きたい。</p>	<p>市民局 市民自治推進部 地域安全課</p>	<p>要望のありました信号機の設置・運用につきましては、公安委員会（警察）の所管となりますので、地域を管轄する千葉中央警察署に情報提供いたします。</p>

千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（市政相談）

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当局部課	要望事項に対する回答
3	第9地区	<p>グリーンベルトの歩道幅の拡張について 陽光会のグリーンベルトは通学路になっておりますが、歩道の幅が狭い為に児童が歩道からはみ出してしまいう危険な状況になっています。その上、車道が広い為にスピードを出す車両も見受けられます。蘇我小学校の周りにも同じ様な道路がありますが、そちらは歩道が広い為に児童は安全に通学しているようです。 近年は、グリーンベルトでウォーキングやジョギングする地域住民も増えています。歩道を利用する皆の安全と安心を確保する為に、歩道幅の拡張を要望致します。 参考に町内会員の作成した資料（説明・写真）を添付いたします。</p> <p>車両の運転に注意を喚起する標識もしくは看板の設置 陽光会では転入等により、近年子ども的人数が10名増えました。自転車に乗る児童も多くなりました。町内はほとんどが路地となっております。車両の運転者からの死角が多くあります。 歩行者の安全の為に、車両の運転に注意を喚起する標識もしくは看板の設置を要望いたします。</p>	建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課	<p>ご要望の歩道（路側帯）は、現在、道路交通法に基づく駐停車禁止の規制が掛けられております。 路側帯の拡幅について、千葉県警察と協議をしているところですが、協議の中で駐停車禁止の規制解除の課題が生じています。規制解除には、沿道住民の理解や地元合意が必要になるとの見解が示されていることから、今後、路側帯の拡幅に向けて、地元及び警察と調整を進めてまいります。</p> <p>路面表示による速度抑制の安全対策について、検討してまいります。</p>
4	第9地区	<p>赤井町から生実に行く道についての防犯灯の取り付けについて 地図（赤井部分）の道路範囲に、安全上、街灯または防犯灯の設置をお願いしたい。 この道は、淑徳大学学生がグラウンドに行く通り道（共生苑隣にグラウンドがある）、南高校の生徒の通学路、明德高校の生徒の通学路、一般の人々の往来など、思った以上に利用している。しかも、薄暗い時にも、暗くなっても、利用している人が結構いる。 また、抜け道ということもあり、自動車の行き来も多い。痴漢が出たこともある。 防犯上及び交通安全上、街路灯及び防犯灯の設置をお願いしたい。 雨水路から外房線大蔵寺第2踏切までは生実町の管轄で、生実町、赤井町にまたがっている問題もあるので、このことを配慮して検討していただきたい。</p>	中央区役所 地域振興課 くらし安心室	<p>道路照明灯につきましては、道路管理者（中央・美浜土木事務所）が設置しますが、要望の区間につきましては、「千葉市道路照明施設設置基準（案）」により道路が屈曲している部分及び交差点部に既に設置しており、増設の予定はないとのことです。 また、防犯街灯につきましては、町内自治会が設置し維持管理を行い、市が管理費等の一部に補助を行う制度になっております。したがって市が直接設置することはできません。 雨水路から外房線大蔵寺第2踏切までの区間は赤井町町内会の区域には属さず第13地区の生実町町内会に属します。両町内会で防犯街灯の設置について協議をしていただくようお願いします。また、補助金の申請について中央区地域振興課と協賛をお願いします。</p>

千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（市政相談）

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当局部署	要望事項に対する回答
6	第9地区	<p>通学時間帯の車両の進入禁止（登校時）について 千葉市中央区今井町1339-5付近の車両の進入禁止を要望致します。特に、登校時間、大森小学校の児童が多数いるにもかかわらず、千葉市中心部への抜け道となっているため、かなりのスピードで車両が進入し、児童が危険と思われるためです。</p>	<p>市民局 市民自治推進部 地域安全課</p>	<p>要望のありました交通規制につきましては、公安委員会（警察）の所管となりますので、地域を管轄する千葉中央警察署に情報提供いたします。</p>
6	第13地区	<p>生実町及び南生実町に「コンビニ防犯ボックス」の設置について 生浜地区を管轄する交番は、浜野駅前交番ですが、生実町及び南生実は浜野駅前交番からは離れております。そのため、生実町や南生実町で事件や事故が発生した場合、交番に詰めております警察官が対応する事案ですと、現場への到着に時間がかかる傾向があります。 住民の暮らしに関する安心・安全を確保する観点から、生実町及び南生実町を管轄する交番の設置を平成25年度に要望いたしましたが、「交番設置については関係部局と継続して検討していくとともに、移動交番等の効果的運用を図り、パトロール等の街頭活動を強化して参ります」という回答でありました。 その後、移動交番等の活動は行われておりますが、住民の安心・安全を一層確保するうえで「コンビニ防犯ボックス」の設置を強く要望いたします。</p>	<p>市民局 市民自治推進部 地域安全課</p>	<p>防犯ボックスについては、これまで千葉県が設置を行ってきました（当初は千葉県警）が、今年度から市町村が防犯ボックスを設置した場合に、設置後5年間、県から市町村に補助金を交付するという補助事業にシフトしました。 それにより、制度上は市町村が防犯ボックスを設置することは可能となりましたが、防犯ボックスは、市町村が雇用した職員が地域の防犯パトロール隊との合同パトロールを行ったり、地域の見守り活動を行うことで、地域の防犯力を向上させるというものであり、警察機能は有しておらず、交番の代替とはなりません。 また、本市の厳しい財政状況を鑑みると、費用対効果の高い事業に資金を投入する必要がありますが、防犯ボックスについては1か所あたり年間1,000万円程度と高額な経費が見込まれます。 以上のことから、本市として防犯ボックスを設置することは現時点では考えていません。本市としては、防犯パトロール隊への支援や防犯ウォーキング事業等により地域防犯を推進して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
7	第15地区	<p>西千葉駅東口の歩道橋の撤去及び仮設トイレの撤去について 西千葉駅東口にある歩道橋（中央区松波2丁目6番地付近）は、定期的にベンキ等で補修はされているが、老朽化が激しく、景観を損なっている。歩道橋下部にスクランブルの横断歩道があるため、実際に利用している人も少ないことから歩道橋の撤去をお願いしたい。 また、歩道橋下部に設置されている簡易トイレから悪臭がするため、併せて撤去をお願いしたい。</p>	<p>建設局 土木部 花見川・稲毛 土木事務所 維持建設課</p> <p>環境局 資源循環部 収集業務課</p>	<p>西千葉駅北口交差点に設置している西千葉歩道橋は、劣化が進んでおり、塗装塗り替え等の補修が必要な時期を迎えています。しかしながら、歩道橋下は、歩車完全分離のスクランブル交差点となっているため、歩道橋利用者が限られていること、また、歩道橋の橋脚により歩道の有効幅員を狭めている状況などから、撤去の検討を進めており、現在近隣自治会、学区内の小学校及び関係機関との調整をしています。</p> <p>昭和54年から設置している現地の簡易トイレにつきましては、利用状況や付近のトイレ事情等を総合的に考慮しておりますが、現在、利用者も多いことなどから、撤去は予定しておりません。 悪臭につきましては、引き続き、未使用時に扉を閉めるよう啓発するとともに、清掃及び消臭剤による除去に努めます。 ご理解ご協力をよろしくお願いします。</p>

平成29年 3月30日

中国電力株式会社
電源事業本部長 [REDACTED] 様
JFEスチール株式会社
東日本製鉄所長 [REDACTED] 様

千葉市中央区町内自治会連絡協議会
会長 石橋 邦彦



蘇我火力発電所建設計画に関する要望書について

貴社の計画している蘇我火力発電所建設計画について、ライネスシティ千葉みなと自治会会長より、要望書が出されております。

当協議会としましては、貴社に対して、引き続き当町内自治会をはじめとする地域住民に対して説明会等の機会を設け、積極的な情報提供に努めるとともに、今後の計画においても、環境負荷の低減に向け、環境保全対策をする等、真摯に対応することを求めます。

千葉市中央区町内自治会連絡協議会
石橋邦彦会長 殿

平成29年2月10日
ライネスシティ千葉みなと自治会
会長 [REDACTED]



要 望 書

今般、私どもライネスシティ千葉みなと自治会（加入世帯数132戸）と致しまして、「蘇我火力発電所建設計画・段階環境配慮書」に関する住民意識調査を行いました。その結果、下記の通り「建設反対大多数」の調査結果が得られましたので、ご報告と共に要望としてお伝えさせていただきます。

【意識調査結果】

1. 石炭火力発電所建設に反対するご意見が、有効回答数に対し85.7%でした。

〈反対される方の主なご意見は、下記の通りです。〉

- ・ただでさえ家の中まで真っ黒な粉塵が飛散し迷惑しているのに、これ以上の大気汚染には耐えられない。
- ・周辺住民の健康被害について、調査と対策を徹底して欲しい。
- ・窓を一日中開けていると粉塵が大量に入ってくるのに、更に汚染物質が飛散されると住めなくなる。
- ・貯炭場「現在も含め」全て、建屋内に保管すること。でないと絶対反対。
- ・企業の利益だけでなく、住民にとってのメリットとデメリットを明確にして欲しい。
- ・JFEの努力も一定の評価をするが、これ以上資産価値を下げる事業には反対である。
- ・千葉市は県庁所在地であり中央区はその中心である。生活者・特に児童も多く設置する場所としては非常識であり、到底常識的には理解できない。
- ・事前説明より実際に稼働してから問題が表面化したのでは、手遅れであり反対する。
- ・健康面での心配、マンションの資産価値をこれ以上下げたくない。
- ・説明書に記載されている「環境負荷を可能な限り低減する」とか「廃棄物や副産物を可能な限り有効利用する」とか、それがどの程度なのか理解できない。
- ・千葉市民対象に、広く説明会を開催し、住民の意見を聞いて頂きたい。
- ・粉塵や臭いがひどい時は、喘息の発作がおき、粉塵が飛散した床を素足で歩くとアレルギーをおこし、足の裏もひどいことになっている。これ以上は、我慢できない。
- ・その他、多数のご意見がありますが、上記と同様意見でした。

2. 石炭火力発電所建設に賛成するご意見は、有効回答数の14.3%でした。

〈賛成される方の中で、ご意見記入はお一人だけでした〉

- ・安心安全を考えると、原子力発電より、石炭火力の方が良いと思う。

議案第1号

平成28年度収入支出決算について

収入支出決算書

【収入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位：円)

科 目		当初予算額 (A)	補正予算額	予算現額 (B)	収入済額 (C)	摘 要
項 目	目					
補助金	区連協補助金	1,438,000		1,438,000	1,438,000	区連協：807,210円、地区連協：630,790円 ※地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
負担金	負担金	282,442		282,442	276,442	65,221世帯×2円（地区連協負担金） 73人×2,000円（活動研修会参加者負担金）
繰越金	前年度繰越金	525,712		525,712	525,712	
雑収入	雑収入	149		149	9	預金利子
計		2,246,303	0	2,246,303	2,240,163	

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位：円)

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額 (A)	支出額 (B)	(B)のうち		予算残額 (A) - (B)	摘要 ※下線は、補助対象外経費
項	目					補助対象経費	補助対象外経費		
補助金	地区連協 交付金	630,790	500	631,290	631,290	631,290	0	0	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事務費	事務費	350,000	52,274	402,274	402,274	402,274	0	0	事務用品、町内自治会のしおり作成、 郵便代 他
会議費		145,000	8,068	153,068	129,794	115,394	14,400	23,274	
	総会費	95,000	0	95,000	71,726	57,326	14,400	23,274	総会資料作成、役員昼食代 他
	役員会議費	50,000	8,068	58,068	58,068	58,068	0	0	三役会・理事会飲み物代、 市連協会議飲み物代 他
表彰費	表彰費	36,000	0	36,000	27,054	27,054	0	8,946	表彰者記念品代、表彰状(6名)
渉外費	渉外費	30,000	9,500	39,500	24,500	9,500	15,000	15,000	見舞金(1件)、弔慰金(2件)、 年賀名刺交換会会費(市連協会長)、 きらめきクラブちば新年会会費(市連協会長)
事業費	活動研修費	502,000	0	502,000	396,631	265,231	131,400	105,369	視察研修費、参加者昼食代他
旅費	費用弁償	135,000	0	135,000	111,000	111,000	0	24,000	理事・監事の費用弁償
備品購入費	備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	
予備費	予備費	417,513	△ 70,342	347,171	0	0	0	347,171	
合 計		2,246,303	0	2,246,303	1,722,543	1,561,743	160,800	523,760	

【全体】

(収入額)

(支出額)

(残額)

2,240,163円 - 1,722,543円 = 517,620円 (平成29年度～繰越)

【補助金】

(収入額)

(支出額)

1,438,000円 < 1,561,743円

(参考)

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位: 円)

科 目		当初予算額		補正予算額		予算現額 (A)		支出額 (B)		予算残額 (A) - (B)		摘要
項	目	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	※下線は、補助対象外経費
補助金	地区連協 交付金	630,790	0	500	0	631,290	0	631,290	0	0	0	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事務費	事務費	350,000	0	52,274	0	402,274	0	402,274	0	0	0	事務用品、町内自治会のしおり 作成、郵便代 他
会議費		130,000	15,000	8,068	0	138,068	15,000	115,394	14,400	22,674	600	
	総会費	80,000	15,000	0	0	80,000	15,000	57,326	14,400	22,674	600	総会資料作成、役員昼食代 他
	役員会議費	50,000	0	8,068	0	58,068	0	58,068	0	0	0	三役会・理事会飲み物代、 市連協会飲み物代 他
表彰費	表彰費	36,000	0	0	0	36,000	0	27,054	0	8,946	0	表彰者記念品代、表彰状(6名)
渉外費	渉外費	0	30,000	9,500	0	9,500	30,000	9,500	15,000	0	15,000	且自会(他)、市連会(他)、 年祝会両交協会会費(市連協会長)、 きらめきクラブちば新年会会費(市連協会長)
事業費	活動研修費	350,000	152,000	0	0	350,000	152,000	265,231	131,400	84,769	20,600	視察研修費、参加者昼食代 他
旅費	費用弁償	135,000	0	0	0	135,000	0	111,000	0	24,000	0	理事・監事の費用弁償
備品購入費	備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
予備費	予備費	0	417,513	0	△ 70,342	0	347,171	0	0	0	347,171	
小計		1,631,790	614,513	70,342	△ 70,342	1,702,132	544,171	1,561,743	160,800	140,389	383,371	
合計		2,246,303		0		2,246,303		1,722,543		523,760		

議案第2号

平成28年度監査報告について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会
平成28年度収入支出監査報告書

監査対象

千葉市中央区町内自治会連絡協議会の平成28年度収入支出決算書及び関係
帳簿・証書類

監査期日

平成29年4月11日

監査内容

予算会計の収入・支出済額は、収入及び支出簿により出納書類を余すところ
なく照査のうえ、さらにその内容につき監査を実施した結果、決算は計数的に
正確であり、内容も正当なものと認定した。

平成29年4月11日

監事

氏名

[Redacted Name]



氏名

[Redacted Name]



議案第3号

平成29年度役員(案)の承認について

会 長 松 田 啓 一

副会長 工 藤 昂 二

副会長 長 谷 川 政 美

会 計 鈴 木 喜 久

会 計 五 十 嵐 秀 雄

議案第4号

平成29年度事業計画(案)について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 区行政との連絡及び協力に関すること
区民参加を推進するため、区並びに市と区民を結ぶパイプ役として活動し、地域の発展に寄与貢献する。
- 2 要望事項等の促進に関すること
区内各地域に共通する諸問題及び区民に関連する諸事業についての要望事項等の早期解決を図る。
- 3 功労者の表彰に関すること
本会の「表彰内規」により功労のあった地区連協会長及び単位町内会長を総会において表彰する。
- 4 区民意識の啓発
区民として相互の連帯意識の高揚を図り、住み良い街づくりを推進する。
- 5 研修会の実施
先進の住民自治組織や施設等を研修視察し、地域リーダーの育成に努める。
- 6 その他必要な事項に関すること
その他区連協活動の充実向上を目的とした諸事業の推進を図る。

平成29年度主な会議等予定

年 月	内 容	備 考
平成29年 4月	会 計 監 査	4月11日 (火)
4月	理 事 会	4月21日 (金)
5月	平成29年度通常総会	5月13日 (土)
7月	理 事 会	
9月	三 役 会 ・ 理 事 会	
9月	中央区防災訓練	9月 3日 (日)
10月	町内自治会役員向けアンケート実施	
10月	中央区ふるさとまつり	10月15日 (日)
11月	活動研修会	
平成30年 1月	理 事 会	
3月	三 役 会 ・ 理 事 会	

町内自治会役員対象のアンケートの実施について

(1) 目的

中央区町内自治会役員を対象としたアンケートを実施し、町内自治会が実施している活動や、抱えている課題等の現状を把握・共有し、地域社会の発展のために活用する。

(2) 対象

中央区内の全町内自治会

※町内自治会の会長あてに送付予定

(3) 実施時期

平成29年10月

※アンケートは、例年10月上旬に各町内自治会宛てに送付している「行政事務委託料（下期分）の請求に係る世帯数の確認」の書類に同封する予定です。

(4) 調査内容

町内自治会の活動内容や課題に関するアンケート

※併せて、町内自治会の総会資料、会則、会報誌を提出していただく予定

(5) 活用方法

- ①町内自治会の活動や取組みの情報を集約し、他町内自治会に対して、必要に応じて情報提供や先進事例の紹介を行う
- ②町内自治会の現状の課題を把握し、今後の区連協等の事業計画の参考とする
- ③地区連絡協議会会長に情報提供し、今後の活動に役立ててもらおう

議案第5号

平成29年度収入支出予算(案)

収入支出予算書(案)

【収入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会(単位:円)

科 目		本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目				
補助金	区連協補助金	1,426,000	1,438,000	△ 12,000	区連協:794,590円、地区連協:631,410円 ※地域運営交付金を除く(第9、13、16地区)
負担金	負担金	282,874	282,442	432	65,437世帯×2円(地区連協負担金) 76人×2,000円(活動研修会参加者負担金)
繰越金	前年度繰越金	517,620	525,712	△ 8,092	
雑収入	雑収入	9	-149	△ 140	預金利子
計		2,226,503	2,246,303	△ 19,800	

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位: 円)

科 目		本年度予算額			前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目	(A)					
		補助対象経費	補助対象外経費	※下線は、補助対象外経費			
交 付 金	地区連協交付金	630,150	630,150	0	630,790	△ 640	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事 務 費	事 務 費	400,000	400,000	0	350,000	50,000	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵便代
会 議 費		145,000	130,000	15,000	145,000	0	
	総 会 費	95,000	80,000	15,000	95,000	0	総会資料作成、役員昼食代
	役員会議費	50,000	50,000	0	50,000	0	三役会・理事会費用
表 彰 費	表 彰 費	50,000	50,000	0	36,000	14,000	表彰者記念品代、表彰状
渉 外 費	渉 外 費	30,000	0	30,000	30,000	0	見舞金、弔慰金
事 業 費	活動研修費	502,000	350,000	152,000	502,000	0	視察研修費、参加者昼食代
旅 費	費用弁償	115,000	115,000	0	135,000	△ 20,000	理事・監事の費用弁償
備品購入費	備品購入費	0	0	0	0	0	
予 備 費	予 備 費	354,353	0	354,353	417,513	△ 63,160	
合 計		2,226,503	1,675,150	551,353	2,246,303	△ 19,800	

平成 2 9 年 度 地 区 連 協 交 付 金 明 細 書

平成29年3月31日現在

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額	世帯数	1世帯当り	世帯割額	均等割額	交付額
中央区	2	10	500	5,000	5,388	10	53,880	20,000	78,880
	3	27	500	13,500	6,554	10	65,540	20,000	99,040
	4	23	500	11,500	6,339	10	63,390	20,000	94,890
	5	6	500	3,000	5,516	10	55,160	20,000	78,160
	8	21	500	10,500	8,799	10	87,990	20,000	118,490
	21	13	500	6,500	1,746	10	17,460	20,000	43,960
	27	24	500	12,000	3,797	10	37,970	20,000	69,970
	45	10	500	5,000	2,176	10	21,760	20,000	46,760
	計	134	500	67,000	40,315	10	403,150	160,000	630,150

23

※下記の地区については、地域運営交付金として交付するため、区連協補助金には含まない。

区	地区	交付額
中央区	9	172,090
	13	93,270
	16	72,050
	計	337,410

議案第6号

平成29年度監事の選任について

監 事

監 事

千葉市中央区町内自治会 連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、千葉市中央区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、中央区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、中央区内地区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、中央区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1 名	理 事	若干名
副 会 長	2 名	監 事	2 名
会 計	2 名		

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長をもって、これに充てるものとする。ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、中央区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。

3 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。

4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。

5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他、重要な事項

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。

2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三役会)

第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。

3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。

(2) 会務の執行上必要なこと。

第4章 会 計

(経 費)

第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

(会則の改正)

第18条 本会則の改正は、総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(その他)

第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成 4年 5月24日より施行する。

附 則

この会則は、平成 5年 5月 9日より施行する。

附 則

この会則は、平成 6年 5月15日より施行する。

附 則

この会則は、平成16年 5月16日より施行する。

附 則

この会則は、平成24年 7月 1日より施行する。

別表

	地区町内自治会連絡協議会名
1	第2地区（末広中学校区）町内自治会連絡協議会
2	第3地区（葛城中学校区）町内自治会連絡協議会
3	第4地区（椿森中学校区）町内自治会連絡協議会
4	第5地区（緑町中学校区西千葉地区）町内自治会連絡協議会
5	第8地区（新宿中学校区）町内自治会連絡協議会
6	第9地区（蘇我中学校区）町内自治会連絡協議会
7	第13地区（生浜中学校区）町内自治会連絡協議会
8	第15地区（轟町中学校区）町内自治会連絡協議会
9	第16地区（松ヶ丘中学校区）町内自治会連絡協議会
10	第21地区（川戸中学校区）町内自治会連絡協議会
11	第27地区（星久喜中学校区）町内自治会連絡協議会
12	第45地区（都地区）町内自治会連絡協議会

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 表彰内規

(表彰の基準)

第1条 区域内住民福祉の増進のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その実績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。

(1) 中央区町内自治会連絡協議会役員(監事を除く)の職にあって退任したもの。

(2) 5年以上引き続いて町内自治会長の職にあって退任したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の方法)

第3条 被表彰者の該当者については、会長が調査し、第1条第2号については、理事の推薦により、それぞれ理事会に報告したのち総会において表彰するものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第5条 被表彰者は、再表彰をしないものとする。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月1日から施行する。